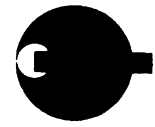


発行定日 毎週火曜日及び金曜日



# 奈良県公報



平城遷都  
1300年  
記念事業

## 目次

ページ

○奈良県青少年の健全育成に関する条例に基づく青少年に有害な図書類の指定(青少年課)	一	○特定調達契約に係る一般競争入札の実施(会計局総務課)	三
○土地改良区の役員の就任届(耕地課)	一	○奈良県警察組織規則の一部を改正する規則	四
○土地改良区の定款の変更認可(耕地課)	二	○選挙管理委員会告示	四
○土地収用法に基づく収用又は使用手続の開始(用地対策課)	二	○政治資金規正法に基づき資金管理団体がなくなった旨の届出のあった政治団体の名称等	四
○急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)	二	○奈良県労働委員会あつせん員候補者の氏名、履歴等	四
○道路の位置指定(建築課)	二	○取用委員会公告	五
○開発行為に関する工事の完了(建築課)	二	○公示送達	五

## 告示

奈良県告示第百四十一号  
奈良県青少年の健全育成に関する条例(昭和五十一年十二月奈良県条例第十三号)第二十一条第一項の規定により、青少年に有害な図書類として次のものを指定する。

平成十九年七月十三日

奈良県知事 荒井正吾

指定番号	図書類の種類	図書類の名称	発行年月日	発行所等	指定理由
十七	コミック	レディース・コミック「微熱」8月号	平成十九年八月一日	セブン新社	青少年の性的感情を刺激し、青少年の粗暴性若しくは残虐性を助長し、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
十八	コミック	コミックJUNE 8月号	平成十九年八月一日	株式会社マガジン・マガジン	同上
十九	雑誌	裏ナビJUN K Vol.1	平成十九年八月一日	株式会社大都社	同上
二十	ムック	今日からできるケイタイ秘裏サイト 1	平成十九年七月五日	株式会社笠倉出版	同上
二十一	コミック	禁じられた男と女 暴かれ	平成十九年七月二十日	株式会社日本文芸	同上

奈良県告示第百四十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、中戸土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成十九年七月十三日

奈良県知事 荒井正吾

大真実編	社
------	---

- 一 退任役員の役名、氏名及び住所
- 理事 杉村 昌明 葛城市弁之庄三六六一二
  - 〃 足高 善徳 〃 中戸八六一一
  - 〃 田宮 久好 〃 四三五一二
  - 〃 和田 順弘 〃 一七一一一
  - 〃 足高 光弘 〃 八七一
  - 〃 高橋 良作 〃 四三一
  - 〃 杉村 宏 〃 二〇八一
  - 〃 高橋 光久 〃 四二五
  - 〃 高橋 和雄 〃 一五九一二
  - 〃 杉村 正則 〃 二二七
- 二 就任役員の役名、氏名及び住所
- 理事 杉村 正則 葛城市中戸二二七
  - 〃 足高 善徳 〃 八六一一
  - 〃 田宮 久好 〃 四三五一二
  - 〃 和田 順弘 〃 一七一一一
  - 〃 足高 光弘 〃 八七一
  - 〃 高橋 良作 〃 四三一
  - 〃 杉村 宏 〃 二〇八一
  - 〃 高橋 光久 〃 四二五
  - 〃 高橋 和雄 〃 一五九一二
  - 〃 杉村 正則 〃 二二七
- 監事 杉村 昌明 〃 弁之庄三六六一二

駒井 和雄 中戸一五九二

奈良県告示第百四十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、平成十九年七月十三日大和高原北部土地改良区の定款の変更を認可した。平成十九年七月十三日 奈良県知事 荒井正吾

奈良県告示第百四十四号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第三十四条の三の規定により、次のとおり収用又は使用の手続の開始を告示する。平成十九年七月十三日 奈良県知事 荒井正吾

- 一 起業者の名称 国土交通大臣
二 事業の種類
1 一般国道二十四号改築工事(京奈和自動車道「大和・御所道路(大和区間)」・奈良県天理市「階堂北菅田町地内から同県橿原市小槻町地内まで」)
2 一般国道二十四号改築工事(奈良県天理市「階堂北菅田町地内から同県橿原市小槻町地内まで」及びこれに伴う附帯工事並びに県道天理斑鳩線一部改築工事
三 手続が開始される土地
1 収用の手続が開始される土地
磯城郡川西町大字結崎 田原本町大字十六面 大字保津 大字薬王寺及び大字矢部地内
2 使用の手続が開始される土地
磯城郡川西町大字結崎 田原本町大字十六面 大字保津 大字薬王寺及び大字矢部地内
四 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所
川西町役場産業建設部産業振興課
田原本町役場産業建設部建設課

奈良県告示第百四十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。平成十九年七月十三日 奈良県知事 荒井正吾

- 一 区域の名称
薬水(口)地区急傾斜地崩壊危険区域
二 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域を所在地及び標柱番号

- 吉野郡大淀町大字薬水二七八番九 一 号
二七八番二 二 号
二七九番一 三 号
二七八番四 四 号及び五号
二七八番三先道路敷 六 号

奈良県告示第百四十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第三十号)第四十一条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県郡山土木事務所長から報告があった。平成十九年七月十三日 奈良県知事 荒井正吾

- 一 指定の場所(平成十九年六月二十九日現在の地番による。)
大和郡山小泉町一〇四七番地ノ一の一部及び一〇四八番地ノ四の一部
二 申請者氏名 株式会社アィア奈良 代表取締役 南正利
三 申請者住所 北葛城郡河合町泉台三丁目八番一八号
四 道路の幅員 六・〇メートル
五 道路の延長 二一・九三メートル
六 指定年月日 平成十九年七月四日
七 指定番号 郡土第一九〇四号

公 告

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第二項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。平成十九年七月十三日 奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

- 平成十八年十二月二十五日第七八一五〇号
平成十九年五月十日第七八一五〇一号
平成十九年六月十五日第七八一五〇一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年七月五日第六七二五号
公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年七月五日第四〇九号

三 開発区域に含まれる地域

- 生駒市喜里が丘三丁目三四六番地ノ三三、三四六番地ノ四五、三四六番地ノ六八、三四六番地ノ二六、三四六番地ノ二六二、三四六番地ノ二六三、三四六番地ノ二六四、三四六番地ノ二六五、三四六番地ノ二六六、三四六番地ノ二六七、三四六番地ノ二六八、三四六番地ノ二六九、三四六番地ノ二七〇及び三四六番地ノ二七一並びに南田原町二〇七番地ノ四、二〇七番地ノ一一、二〇七番地ノ二二、二〇七番地ノ二五、二〇七番地ノ二六、二〇七番地ノ二七、二〇七番地ノ二八、二〇七番地ノ二九、二〇七番地ノ三〇、二〇七番地ノ三一、二〇七番地ノ三二、二〇七番地ノ三三、二〇七番地ノ三四、二〇七番地ノ三五、二〇七番地ノ三六、二〇七番地ノ三七、二〇七番地ノ三八、二〇七番地ノ三九、二〇七番地ノ四〇及び二〇七番地ノ四一
四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
生駒市喜里が丘三丁目四番一 号
豊田雅彦
五 公共施設の種類、位置及び区域

<p>道路 生駒市喜里が丘二丁目三四六番地ノ三、三四六番地ノ四五、三四六番地ノ六八及び三四六番地ノ二七〇並びに南田原町二〇七番地ノ二、二〇七番地ノ三二及び二〇七一番地ノ四</p> <p>公園 生駒市喜里が丘二丁目三四六番地ノ二七並びに南田原町二〇七番地ノ四及び二〇七一番地ノ一</p> <p>下水道 生駒市喜里が丘二丁目三四六番地ノ三三、三四六番地ノ四五、三四六番地ノ六八及び三四六番地ノ二七〇並びに南田原町二〇七番地ノ三二各一部</p> <p>一 許可番号 平成十九年六月二十一日第八〇一四四号</p> <p>二 検査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年七月四日第六七一四号</p> <p>三 開発区域に含まれる地域 大和高田市大字池尻三二六番地ノ一</p> <p>四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 大和高田市今里二一三三ー五〇三 利根川 清</p>	<p>一 許可番号 平成十九年六月二十七日第八〇一三六号</p> <p>二 検査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年七月六日第六七六一六号</p> <p>三 開発区域に含まれる地域 葛城市弁之庄三三〇番地ノ三</p> <p>四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 葛城市弁之庄二五三番地ノ二 百井弘 原啓治</p>	<p>物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。</p>
<p>なお、この公告による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づいた政府調達に関する協定の適用を受けるものです。</p> <p>平成19年7月13日</p> <p>奈良県知事 荒井正吾</p> <p>第1 競争入札に付する調達の内容</p> <p>1 入札物件 奈良県営競輪場大型映像表示装置の購入</p> <p>2 入札物件の数量及び特質 大型映像表示装置 一式</p> <p>3 納入期限 平成20年1月23日（水）</p> <p>4 納入場所 奈良市秋篠町98番地 奈良県営競輪場</p> <p>5 入札方法</p>	<p>入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額（当該金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますのて、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の10.5分の10.0に相当する金額を入札書に記載してください。</p> <p>第2 競争入札に参加する者に必要な資格</p> <p>次に掲げる1から5までに該当する者が、この入札に参加することができます。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 奈良県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領による指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。</p> <p>(3) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目G2通信機器若しくはG3産業用電気機械・電機設備で登録をしている者又は営業種目G1電機設備機器で登録（登録年月日が平成19年1月1日以降のもの）をしている者であること。</p>	<p>と。</p> <p>なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、第2の1に示す場所に入札参加資格審査の申請を行ってください。</p> <p>(4) この公告に示した調達物品又はこれと同等の類似品に係る納入実績又は製造実績がある者であること。</p> <p>(5) この公告に示した調達物品の規格に合致した物品及び数量を確実に納入できる者であつて、かつ、当該購入物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されているものであること。</p> <p>第3 入札書の提出場所等</p> <p>1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、契約を担当する部署等の名称、入札説明書の交付場所、入札参加資格の申請場所及び問い合わせ先 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県会計局総務課調達契約係（奈良県庁主棟1階） 電話（直通）0742-27-8908</p> <p>2 入札説明会の日時及び場所 平成19年7月31日（火）午後1時30分 奈良県営競輪場東棟2階会議室</p> <p>3 入札の日時及び場所 平成19年8月23日（水）午後3時 奈良県会計局総務課入札室（奈良県庁主棟1階）</p> <p>4 郵便による入札 入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「奈良県営競輪場大型映像表示装置の購入に係る入札書」と朱書きして、平成19年8月22日（水）までに到着するようにしてください。</p> <p>第4 その他</p> <p>1 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とします。</p> <p>2 入札保証金 免除します。</p> <p>3 契約保証金</p>

契約の相手方は、契約金額の10.0分の10に相当する額の契約保証金を納付するものとします。ただし、契約の相手方が奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書各号のいずれかに該当する者であるときは、免除します。

4 入札者に要求される事項

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、第2の(4)及び(5)に関し、調達物品適合規格承認申請をすることとし、調達物品又はこれと同等の類似品に係る納入実績又は製造実績証明書及び調達物品を確実に納入し得ることを証明する書類等を所定の日時までに提出しなければなりません。

なお、入札参加者は、入札日の前日までの間において、奈良県から提出書類等に関し説明を求めらるる場合は、それに応じなければなりません。

(2) (1)の提出書類等に基づき第2の(4)及び(5)の規定に該当すると認められる者を落札対象者とします。

(3) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。

(4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

5 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

6 契約書作成の要否  
要します。

7 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

8 調達手続の停止等  
この調達に関する苦情申立ての処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し、又は解除する場合があります。

9 手続における交渉の有無  
有（入札説明書で示す調達物品の適合規格承認申請の手続が必要です。）

10 その他  
詳細は、入札説明書によります。

第5 Summary

- Nature and quantity : LED Full Colour Vision System Nara Prefectural Bicycle Racetrack
- Time Limit of Tender (by hand) : August 23, 2007 3:00 p.m.
- Time Limit of Tender (by mail) : August 22, 2007
- Contract point for the notice : Nara Prefectural Government, 30 Accounting Department, General Affairs Division, Item-Accommodation Section [Nara Prefectural Government Office] 30 Nohorijicho, Nara City, Nara Pref. 630-8501 JAPAN  
TEL 0742-27-8908 (direct line)

公安委員会規則

奈良県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成19年7月13日  
奈良県公安委員会  
委員長 永田正利

奈良県公安委員会規則第12号

奈良県警察組織規則の一部を改正する規則  
奈良県警察組織規則（昭和43年6月奈良県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。  
第19条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）の施行に関すること。  
附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

奈良県選挙管理委員会告示第五十五号  
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体となつた旨の届出があつたので、同条第十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示す。  
平成十九年七月十三日  
奈良県選挙管理委員会  
委員長 白井皓喜

公職の候補者	資金管理団体
届出者の氏名	代表者の氏名
公職の種類	届出年月日
政治団体の名称	
主たる事務所の所在地	

吉田勝亮	奈良県議会議員	志勝会	橿原市小綱町一―一七	吉田勝亮	平成十九年六月十四日
------	---------	-----	------------	------	------------

労働委員会公告

労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条の規定により、奈良労働委員会あつせ人員候補者の氏名、関歴等を次のとおり公告す。  
平成十九年七月十三日  
奈良労働委員会  
会長 佐藤公一

奈良県労働委員会あつせん員候補者名簿

平成19年6月28日現在

氏名	現職(元職)	委嘱年月日	備考
佐藤 公一	弁護士 労働委員会会長	昭62.12.24	
南川 諦弘	大阪学院大学大学院法学研究科長 労働委員会会長代理	平9.12.4	
下村 敬博	弁護士 労働委員会公益委員	平9.12.4	
西谷 敬	近畿大学法科大学院教授 労働委員会公益委員	平13.5.24	
川合 紀子	(財)建研が奈良受贈財団常務理事) 労働委員会公益委員	平15.6.1	
森本 哲次	日本労働組合総連合会労働委員会事務局長 労働委員会労働者委員	平9.12.4	
杉本 敬輔	日本労働組合総連合会労働委員会事務局長 労働委員会労働者委員	平13.12.12	
小山 淳二	ソフ・フ労働組合奈良支部執行委員長 労働委員会労働者委員	平13.12.12	
八 伏 勝彦	奈良交通労働組合執行委員長 労働委員会労働者委員	平14.10.1	
竹 平 均	奈良教職員組合執行委員長 労働委員会労働者委員	平19.6.28	
井 村 達 男	㈱イムラ封筒代表取締役会長 労働委員会使用者委員	平13.5.24	
中 村 憲 晃	奈良交通(株)代表取締役社長 労働委員会使用者委員	平13.12.12	
綿 谷 正 祥	(株)呉竹取締役会長 労働委員会使用者委員	平16.1.8	
中 尾 征 夫	奈良県経営者協会専務理事 労働委員会使用者委員	平17.6.23	
上 田 洋 一	(株)花小路代表取締役社長 労働委員会使用者委員	平18.1.11	
高 橋 涉	労働委員会事務局 局長	平19.4.26	
橋 本 博 史	労働委員会事務局 次長	平18.4.27	
宮 下 保 仁	労働委員会事務局 調整課長	平18.4.27	

収用委員会公告

公示 送達

土地収用法施行令(昭和26年政令第342号)第5条第1項の規定により、次のとおり公示送達を行います。

なお、送達すべき書類は、奈良県収用委員会事務局において保管しているので、送達を受けるべき者にいつでも交付します。

平成19年7月13日

奈良県収用委員会会長 池田辰夫

1 送達すべき書類の名称

平成19年7月6日付け奈収18(裁)第1号 奈収18(明)第1号裁決書

2 送達を受けるべき者

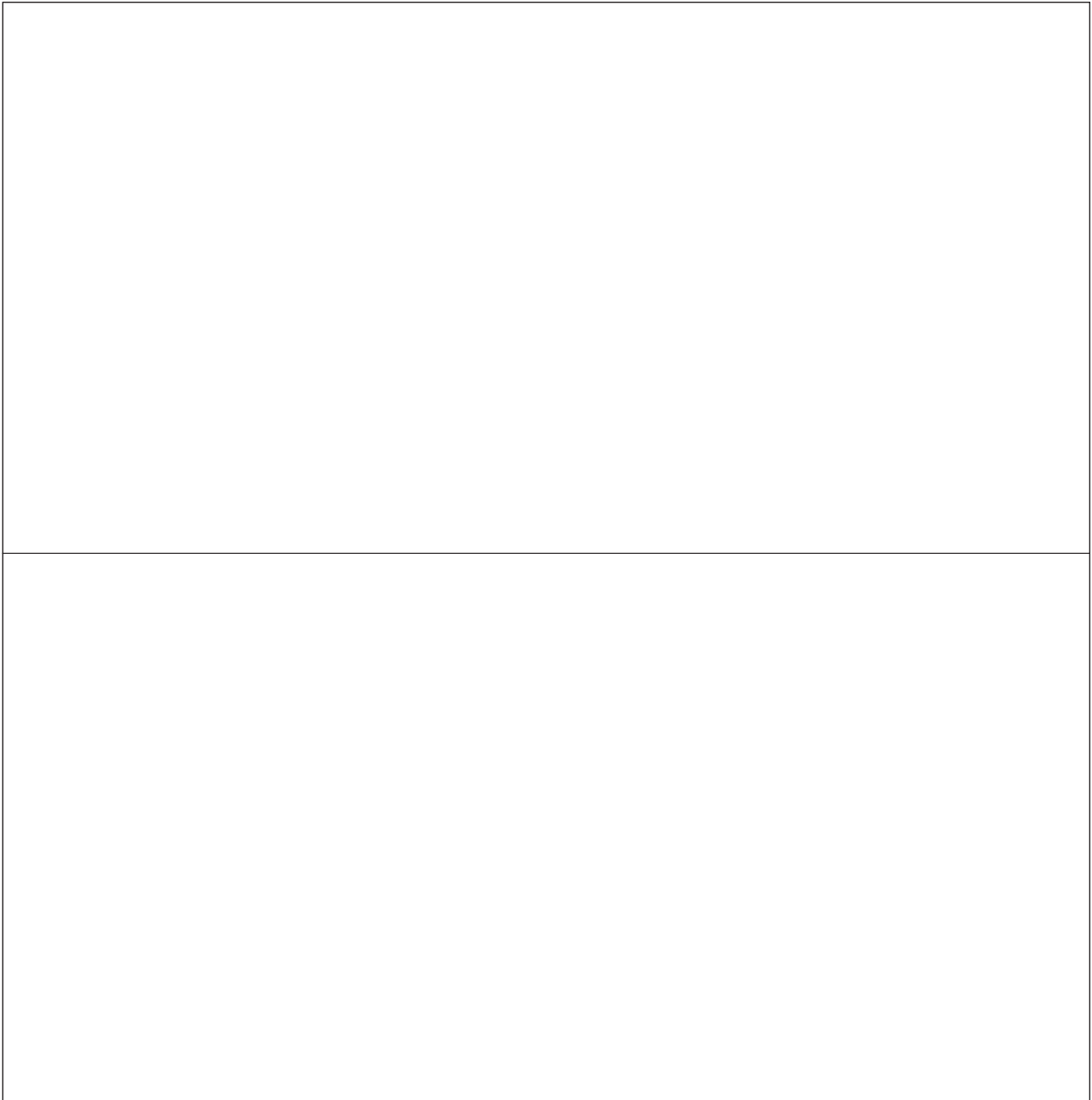
奈良県御所市207番9の土地に係る墓地使用権者で、次表に掲げる者

氏名	住所
不明	不明
不明	不明
不明	不明

3 その他

上記書類を受領しないときは、平成19年8月2日(木)をもってその書類の送達があったものとみなされます。

【定価】 一か月 三千五百円 一部売り 一枚につき四十六円(共に、送料別)



発行

奈良県

奈良市登大路町三〇  
電話 〇七四二一三二一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八  
電話 〇七四二一三五七三三代

本誌は再生紙を使用しています。